

善通寺市告示第 138 号

一般競争入札公告

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項、善通寺市契約規則（平成 10 年善通寺市規則第 5 号）第 5 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 11 日

善通寺市長 辻 村 修

1 一般競争入札により売払いする物件

区分番号	物件名	初年度 登録	走行距離	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
2025-01	塵芥車	平成 10 年 6 月	73,292 km	1,200,000 円	120,000 円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

※「予定価格」には本体価格、それに係る消費税及び地方消費税相当額、リサイクル料金を含む。

2 入札参加者の資格

次に掲げる者は、入札参加の資格を有しない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当する方
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までの規定に該当する方
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (4) 日本語を完全に理解できない方
- (5) 善通寺市が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (7) 善通寺市職員である者

3 入札に関する事項

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して一般競争入札を行う。
- (2) 入札に関する手続きについては、公有財産売却システムにおける善通寺市公有財産売却ページ及び善通寺市ホームページにおいて公開する。

4 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、公有財産売却システムにより仮申込みを行うこと。

仮申込み期間 令和7年9月11日（木）午後 1時から

令和7年9月29日（月）午後 2時まで

- (2) 入札参加希望者は、仮申込み手続を完了した後、所定の申込書等（以下、「提出書類」という。）により入札の参加申込みを行うこと。なお、期限までに提出書類を提出されない場合は、入札に参加することができない。

本申込み期間

ア 提出書類を郵送する場合

（ア） 送 付 先 〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市総務部総務課

（イ） 受付期間 仮申込み手続き完了後から

令和7年9月29日（月）必着

イ 提出書類を持参する場合

（ア） 提 出 先 善通寺市総務部総務課

（イ） 受付期間 仮申込み手続き完了後から

令和7年9月29日（月）午後2時まで

（※土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）

- (3) 提出書類

ア 受付確認表

イ 市有財産売却一般競争入札参加申込書

ウ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書

エ 印鑑登録証明書（コピー可）

オ 商業登記簿謄本（参加申込者が法人の場合のみ必要 コピー可）

カ 委任状（参加申込者が代理人を選任した場合のみ必要）

※「印鑑登録証明書（コピー可）」及び「商業登記簿謄本（コピー可）」は発行後3カ月以内のもの

- (4) その他

ア 申込みに必要な様式は、善通寺市ホームページからダウンロードすること。

イ 申込みに要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

ウ 提出書類は返却しない。

5 物件の下見を行う日時等

売払い物件の下見について、以下の予約受付期間中に、担当部署に電話して予約すること。

(1) 下見可能日時及び場所

ア 日時 令和7年9月11日（木）から令和7年9月22日（月）まで
午後1時から午後4時まで（※土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 場所 香川県善通寺市原田町43番地 未来クルパーク21

(2) 予約受付期間

令和7年9月11日（木）から令和7年9月22日（月）まで
午前8時30分から午後4時まで

(3) 担当部署

善通寺市環境課
電話 0877-63-6307

6 入札場所及び期間

(1) 場所 公有財産売却システム上

(2) 期間 令和7年10月14日（火）午後1時から令和7年10月21日（火）午後1時
まで

7 入札方法

(1) 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。

(2) 入札書の送付又は持参による提出は認めない。

8 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、善通寺市が定めた入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、クレジットカードによる納付のみで、仮申込み時にクレジットカード情報を登録する。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後に還付する。

(4) 入札保証金には、利息を付さない。

9 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について、虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

10 開札及び落札者の決定

(1) 令和7年10月21日（火）午後1時以降に公有財産売却システム上で開札する。

(2) 予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。

(3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

11 契約に関する事項

(1) 落札者は、令和7年10月28日（火）午後5時までに売買契約を締結しなければならない。

(2) 落札者が、契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。この場合、入札保証金は返還しない。

1 2 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結に際して契約保証金を納付する。契約保証金は入札保証金と同額とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を契約保証金に充当することができる。
- (3) 契約保証金には利息を付さない。

1 3 売払代金の納付

- (1) 契約を締結した者は、令和7年11月4日（火）午後2時30分までに善通寺市が指定する方法により売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに売払代金の納付が確認できない場合は、その契約を無効とする。この場合、契約保証金は返還しない。
- (3) 落札者の納付した契約保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を売払代金の一部に充当することができる。

1 4 売払物件の引渡し

- (1) 売払物件は、売払代金の納付確認後、現状有姿で引き渡すものとする。
- (2) 売払物件の配送は、落札者で手配すること。その際の費用については落札者の負担となる。

1 5 所有権移転及び名義変更

- (1) 売払い物件の所有権は、落札者が売払い代金を完納したときに移転する。
- (2) 所有権移転に伴う費用は落札者の負担となる。
- (3) 移転登録完了の確認のため、手続き後自動車検査証、登録識別情報等通知書、輸出予定届出証明書の写しを善通寺市へ郵送又は持参すること。

1 6 その他

落札後、契約を締結した時点で危険負担は落札者に移転する。したがって、契約締結後発生した財産の破損、盗難、焼失などによる損害の負担は落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできないものとする。

1 7 問合せ

所在地 〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号
名 称 善通寺市総務部総務課
電 話 0877-63-6302
FAX 0877-63-6350
E-mail soumu@city.zentsuji.kagawa.jp